

オートキャンプ場における

新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン（第6版）

一般社団法人日本オートキャンプ協会

広い屋外でゆっくりと時間を過ごすオートキャンプは安全で健康的なレジャーです。新型コロナウイルスと共存する「ウィズコロナ」環境において、キャンパーがオートキャンプを安心して楽しみ続けるためには、キャンプ場が十分な感染予防対策を実施するとともに、キャンパーにも感染予防対策をしっかりと実行していただくことが不可欠です。

日本オートキャンプ協会は、キャンプ場とキャンパーが実行すべき感染予防策をガイドラインとしてまとめました。具体的な対策はキャンプ場の立地や施設、その他の要因によって異なりますが、基本的な指針として活用してください。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの拡大状況等を踏まえ、今後必要に応じて更新されます。

1. オートキャンプ場における新型コロナウイルス感染リスク

まず、オートキャンプ場における新型コロナウイルスの感染リスクを知ることが重要です。キャンパーがキャンプ場で、チェックイン、チェックアウト等の際に、従業員とのやりとり、キャンプを楽しんでいるときの同行者とのふれあいといった際の感染リスクを把握することが必要となります。

1.1. 新型コロナウイルス感染の基本

感染予防対策の基本は、3つの感染リスクと、それぞれの感染リスクへの予防策を正しく理解することが大切です。

1.1.1. 感染の種類

1.1.1.1. 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人の咳やくしゃみ、マスクなしの会話などの際に出る飛沫に含まれるウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染です。

1.1.1.2. エアロゾル感染

微細な飛沫（エアロゾル）が空気中を浮遊し、それについていたウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染です。

1.1.1.3. 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、手洗い・消毒をせずに握手したり、ウイルスが付着した場所を触ることで、感染者以外の人の手指にウイルスが付着し、ウイルスのついた手で目、鼻、口に触れることによる粘膜を通じた感染です。

1.1.2. 感染の種類ごとの感染予防対策の基本

1.1.2.1. 飛沫感染の予防

場面に応じた適切なマスクの着脱を行います。

※ただし、病気や障害等でマスク着用が困難な人がいる場合や、申し出があった場合は個別に事情をヒアリングし、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じるよう検討する。

※厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

また、「飲食」の場面では、1 m の対人距離を確保するか、またはパーティションを設置します。(お客様からの申し出等を踏まえ、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人、三合助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。) マスクを着用していない場合で、場面に応じた対人距離を確保できない時は、会話を控えるよう要請します。また大声での会話を避けるように注意喚起を行います。

1.1.2.2. エアロゾル感染の予防

屋内ではマスク着用、三対人距離の確保等によりエアロゾルの発生を抑えます。テナントやコテージの中のごまめな換気を徹底して、屋内のエアロゾルを屋外に排出します。

可能であれば常時換気あるいはごまめな換気に努めます。なお、機械換気のみで必要換気量が確保できる場合は窓開放との併用は不要です。換気状況の確認にCO2 モニター等を活用する方法もあります。

※新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照ください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

1.1.2.3. 接触感染の予防

多くの人に触れる箇所や共同で使用する施設等の表面を適時消毒します。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

キャンパーには飲食時など、従業員には適時手洗い又は手指消毒を推奨します。

2. 感染リスクの洗い出し

どのような場面で、3つのうちのどの感染リスクがあるかを洗い出すことが、感染予防策検討の第1歩です。感染リスクの特定が不十分なまま感染予防対策を検討しても、抜け・漏れが生じたり、従業員やキャンパーに必要な以上の「予防策」を求めることになり、いずれも有効性に欠けることとなります。

2.1. 従業員の感染リスク

2.1.1. 日常生活における感染リスク

通勤時や就業時間外、休日等の日常生活においても、さまざまな場面で感染リスクがありますので、従業員には日常生活における感染予防対策を徹底してください。特に新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の「感染リスクが高まる「5つの場面」」を周知し、対策を取るよう呼び掛けてください。

2.1.2. オフィス業務における感染リスク

- ・ 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、

キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、手すり、エレベーターのボタン、複写機など)に従業員が触れると、接触感染のリスクがあります。

- ・ マスクを外した従業員同士の会話や打ち合わせの際に、飛沫感染のリスクがあります。

2.1.3. 管理棟内での業務、会議・打ち合わせ等における感染リスク

- ・ 会議や打ち合わせの際の従業員間または外部の関係者との会話により、飛沫感染のリスクがあります。
- ・ 換気の不十分な室内での会議・打ち合わせの際に、エアロゾル感染のリスクがあります。

2.1.4. 休憩時間、昼食時等における感染リスク

- ・ 従業員同士のマスクを外した状態での会話や飲食により、飛沫感染のリスクがあります。
- ・ 換気の不十分な休憩室内では、マスクをしていてもエアロゾル感染のリスクがあります。
- ・ 休憩室内のテーブルやイス、共用する食器や調味料入れ等を触ることにより、接触感染リスクがあります。

2.1.5. トイレ・洗面所等における感染リスク

- ・ トイレ内の壁、ドア、便座等に触ることにより接触感染リスクがあります。
- ・ 洗面所で複数人が歯磨き・うがいをし、マスクを外した状態で会話することにより、飛沫感染・エアロゾル感染のリスクがあります。

2.1.6. キャンパーとの接客・対応における感染リスク

- ・ 受付対応、案内・説明、プログラム実施などキャンパーへの接客の際に、飛沫感染リスクがあります。金銭收受、キャンパーが使用した用具・器具の受け取り等の際に接触感染リスクがあります。

2.1.7. 清掃業務における感染リスク

- ・ 感染したキャンパーが使用したコテージ内・トイレ・調理場・洗面所等の壁面や備品等にはウイルスが付着している可能性があり、清掃の際、接触感染リスクがあります。
- ・ 感染したキャンパーが出したゴミ（特に使用済マスクやティッシュペーパー等）にウイルスが付着している可能性があり、ゴミの収集・分別や移動の際、接触感染リスクがあります。

2.2. キャンパーの感染リスク

2.2.1. 感染しているキャンパーの来訪リスク

無症状の感染者や発症前の感染者は、キャンプ場到着時の検温や体調チェックでは把握できず、本人も感染している自覚がないので、キャンプ場に入場してしまう可能性があります。無症状でも他の人への感染力はあるので、万一、このような人がキャンプ場内に入場し、滞在したとしても、他のキャンパーや従業員への感染を防止する対策が必要です。

2.2.2. 従業員との接触による感染リスク

感染している従業員がキャンパーと接触することで二次感染のリスクがあります。特に、無症状で自身の感染に気づいていない従業員がキャンパーと接客する際に、飛沫感染リスクがあります。

2.2.3. 他のキャンパーとの接触による感染リスク

感染しているキャンパーは、キャンプサイト、炊事場、バーベキューサイト、トイ

レ、シャワー、洗面所使用時やゴミ処理時などに他のキャンパーと接触することで二次感染のリスクがあります。

2.2.4. 施設や空間の共有・備品類の共用による感染リスク

キャンプ場の共同施設（トイレ、シャワー、洗面所、調理場、運動施設等）を利用し、テントやキャンプ用具、アクティビティ用備品等をレンタルしたり他のキャンパーと共用したりすることで、接触感染のリスクがあります。

3. 感染リスクに応じた感染予防対策

3.1. 従業員の感染予防対策

従業員の感染予防を徹底することが、従業員間の感染、キャンパーへの感染防止において最も重要となります。

3.1.1. 日常生活における感染予防対策

以下の感染対策の基本を忠実に実施することが必要です。

- ・ 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける（特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」では感染対策に特に留意する。）
- ・ 人と人の距離の確保
- ・ 場面に応じた適切なマスクの着脱
- ・ 適時手洗い又はアルコール溶液による手指消毒などの徹底
- ・ 日常の体調確認、毎朝の検温

3.1.2. オフィス業務における感染予防対策

- ・ 出勤前に検温を含む体調確認をします。
- ・ 発熱等の感染が疑われる症状が見られる従業員は出勤を控えます。
- ・ オフィス到着時に検温など体調確認をし、管理者が確認します。
- ・ 業務中も場面に応じて適切にマスク着脱を行い、適時手洗い又は手指消毒を行います。
- ・ オフィス内で従業員が共用する機器や、頻繁に触れる箇所は、適時消毒液でふき取り消毒します。
- ・ オフィスにおいても適切に換気します。
車輦での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底を実施します。

3.1.3. 休憩時間等における感染予防対策

- ・ 休憩室利用中は、窓を開ける等により適切に換気します。
- ・ 休憩室においても、場面に応じた適切なマスク着脱を行います。
- ・ 飲食時は、他の従業員と互いに正面で向き合わず、1mの対人距離を確保するか、またはパーティションを設置します。飲食時に会話する場合はマスクを着用します。
- ・ 喫煙室では、マスクを外した会話を控えます。
- ・ 食事後の歯磨きの際は、換気の不十分な洗面所に複数の従業員が密集しないようにします。歯磨き中のマスクを外した状態での会話は控えます。

3.1.4. キャンパーとの接客・対応における従業員の感染予防対策

- ◇ キャンパーに接客する際には、場面に応じて適切にマスク着脱を行います。
- ◇ キャンパーと接客・対応する従業員は、適時手洗い又は手指消毒を行い、接触感

染を予防します。

- ☆ 管理棟や受付など、多くのキャンパーが利用する場所は常時換気します。
- ・ キャンプ場が実施するイベントや体験プログラム等は、従業員や他のキャンパーへの感染リスクを検討し、必要に応じてより安全な実施場所や実施内容に変更する。

3.1.5. 清掃業務における感染予防対策

- ・ 清掃時には、ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛ります。ゴミ処理後は、直ちに石鹸で手洗いをします。

3.2. キャンパーの感染予防対策

3.2.1. 感染しているキャンパーの来訪やキャンプ中の症状発生に対する対応

- ・ チェックイン時にキャンパー全員の検温と体調確認を行います。
- ・ キャンパーから発熱や体調不良の申し出があった場合には、滞在先の各都道府県の有症状の際の対応に関する HP を利用者に案内するとともに、必要に応じて滞在先の各都道府県が設置する「受診・相談センター」を案内する。各都道府県の受診・相談センターの連絡先等は以下厚生労働省HPを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・ また、訪日外国人旅行者等の多言語対応が必要なキャンパーの場合には、滞在先の「各都道府県の外国人用相談窓口」を案内する。「各都道府県の外国人用相談窓口」の連絡先等は以下厚生労働省HPを参照。
<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>
「各都道府県の外国人用相談窓口」の開設時間外は「厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口」を案内する。「厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口」の連絡先等は以下厚生労働省HPを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15161.html

3.2.2. 従業員との接触による感染予防対策

- ・ キャンパーと会話をしたり説明したりする場面では、従業員は場面に応じた適切なマスク着脱を行います。

3.2.3. 他のキャンパーとの接触による感染予防対策

- ・ 場面に応じた適切なマスク着脱を行います。飲食時には適度な距離を確保するとともに、歓談時にはマスクを着用します。
- ・ 食事の際は、大皿から自分の箸等で料理を取らないようにします。

4. 感染が疑われる症状のある従業員・キャンパーへの対応

4.1. 感染が疑われる症状のある従業員への対応

- ・ 従業員に対して、有症状時は出勤しないことを呼びかけます。
- ・ 出勤後に感染が疑われる者が発生した場合は、マスクを着用させた上で直ちに帰宅させ、検査を促します。
- ・ 発熱等、感染が疑われる症状が出た者で、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けること

が可能。また、自宅療養中の体調変化時等には、受診された医療機関や登録されている健康フォローアップセンターに連絡する。よう周知します。

- ・ 重症化リスクのある方（子ども（小学生以下）、妊婦、基礎疾患がある方、高齢者）は、発熱外来・かかりつけ医・地域外来・検査センター等を速やかに受診し、（発熱外来等の情報は自治体のHP等に掲載）必要に応じて受診・相談センター等に電話相談するよう周知します。
- ・ 検査の結果、事業所内で陽性者が出た場合でも、濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に行いませんが、自治体によっては保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合があるため、自治体の最新の情報を確認します。

5. キャンパーへの協力要請

感染防止のため利用者が遵守すべき事項をまとめ、ウェブサイトや受付など適切な場所に掲示します。

【掲示例】

■キャンプ場に来る前に

- ◇ 自宅出発前に検温と体調確認を行い、発熱等の症状がある方は、ご来場をお控えください。

■チェックイン

- ◇ チェックイン時には、ご来場者全員の検温と体調確認をさせていただきます。
- ◇ 発熱や体調がすぐれないなど感染症の疑いがあるお客様は、ご来場されても入場をお断りさせていただくことがございます。

■キャンプ場内での感染予防

- ◇ 場面に応じた適切なマスク着脱をお願いします。
- ◇ 飲食時に会話する場合はマスク着用をお願いします。
- ◇ 管理棟及びキャンプ場内の各所に消毒液を設置してありますので、手指消毒にご協力ください。
- ◇ コテージやキャビンに泊まる場合には、窓、ドアを開けて、室温が下がらない範囲で常時換気をお願いします。

- ◇ キャンプ場では感染防止のための規則およびスタッフの指示に従ってください。

■体調がすぐれないとき

- ◇ 発熱など体調が悪い場合は管理棟スタッフへお知らせください。

以 上